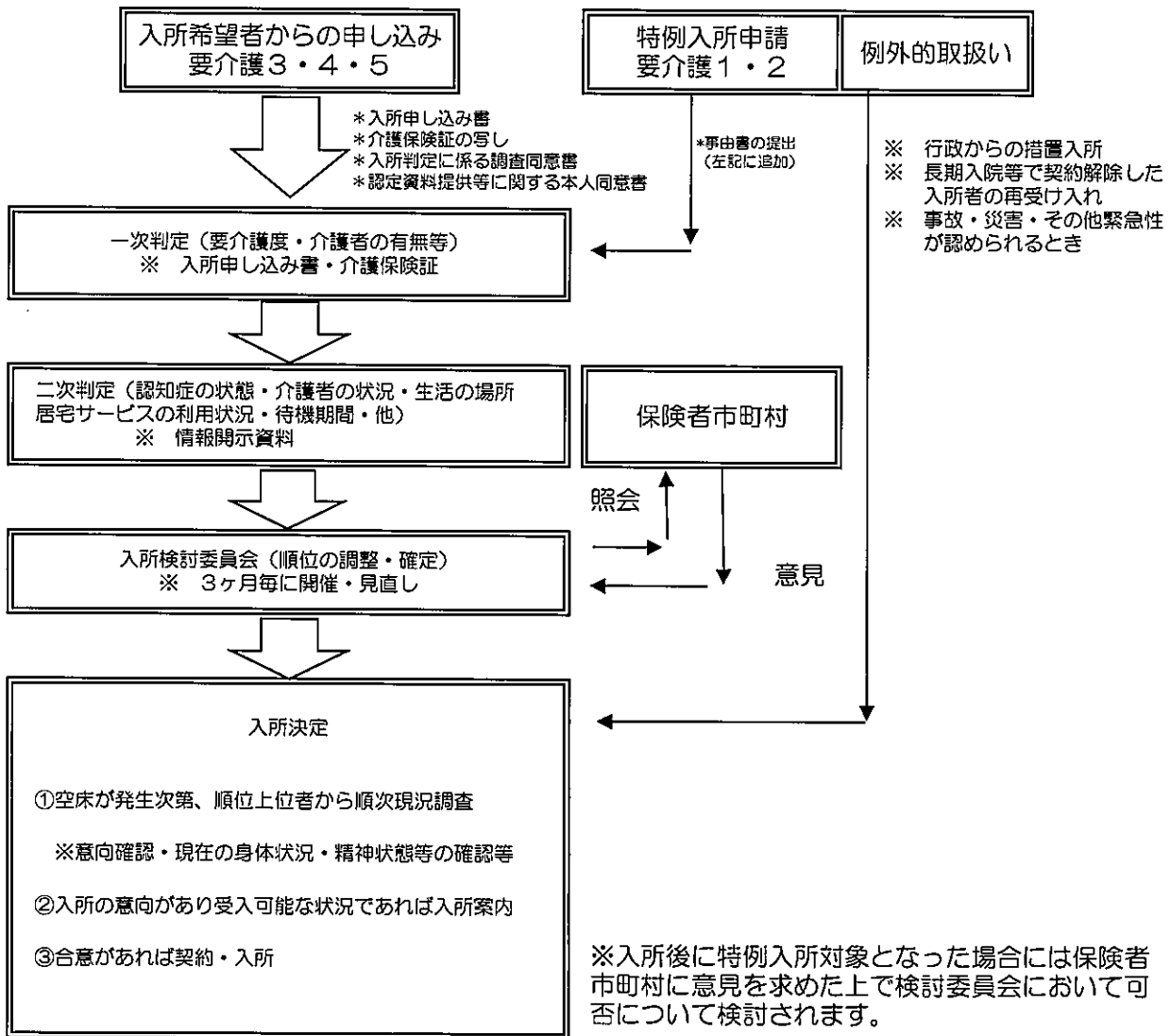


介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所基準について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所は、指定介護老人施設の人員、設備及び運営に関する基準第7条2項に基づき、介護の必要性の程度及び家族の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる方から、優先的に入所していただくこととなっています。また、原則として要介護3以上でなければ入所ができないこととなっており、要介護1及び2の方については、やむを得ない事由が認められた場合にのみ入所申込みを受け付けることとなります。

しあわせの家・しあわせの家寒川 入所基準の概要 (入所判定の仕組み)

しあわせの家・しあわせの家寒川では、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所していただくために、下記の要領で判定が行われます。また、入所検討委員会では判定の透明性・公平性を確保するため、両施設の職員以外の第三者を加えて構成されています。



※ ご不明な点がございましたら「特別養護老人ホーム しあわせの家」までご連絡ください。
TEL 0896-28-2871

特別養護老人ホーム しあわせの家
地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川
入所検討委員会